

山崎大師表参道・仲見世都市景観形成地区

景観形成方針及び^①景観形成基準



川崎大師の街なみづくり

川崎大師平間寺は、「厄除けのお大師さま」として市内外に広く親しまれています。

川崎大師表参道・仲見世都市景観形成地区は、身近な買物のできる店舗や新しい建物も建ちつつある「表参道」、門前町の風情が残る「仲見世」の二つの通りからなり、それぞれ異なる趣がみられます。

当地区の今の街なみを守りつつ、街の活性化を図るため、平成22年から「川崎大師表参道景観形成地区準備会」による「都市景観形成地区」指定に向けた街なみづくりの活動が始まり、平成25年4月には「川崎大師表参道・仲見世都市景観形成地区」に指定されました。その後、景観形成協議会や検討部会での話し合いを重ね、景観形成方針・基準を定めました。

地区の目標や、街なみづくりのルールに基づき、今の街なみを守りながら、今後もお大師さまにつながる玄関口にふさわしい景観づくりに取り組んでいきます。

平成29年1月 川崎大師表参道・仲見世景観形成協議会



川崎大師表参道・仲見世地区のあらまし

川崎大師平間寺との関係

地区の中核となる川崎大師平間寺は、平安時代の1128年（大治3年）に建立され、江戸時代には歴代将軍が厄除けに訪れたことから、厄除け信仰や行楽の対象として繁盛してきました。

その後、明治5年には、新橋・横浜間の鉄道が開通したことで来街者が増え、明治20年代に現在の大師門前町の基礎が出来上がりました。昭和20年の空襲により川崎大師本堂・山門を含め、辺り一体が焼失してしまいましたが、戦後街なみは再建され、現在の街なみを形成しています。



真言宗智山派大本山金剛山金乗院平間寺

もくじ

□川崎大師の街なみづくり	… 2ページ
□川崎大師表参道・仲見世景観形成地区のあらまし	… 2ページ
□川崎市都市景観形成地区とは	… 3ページ
□地区の範囲	… 3ページ
□街なみづくりの方針（景観形成方針）	… 4ページ
□街なみづくりのルール（景観形成基準）	… 5ページ
◆建築物のルール	… 6ページ
◆広告物のルール	… 10ページ
□届出の手引き	… 15ページ

表紙絵

東海道大師河原将軍参詣（広重作）

将軍が川崎大師平間寺へ参詣する様子を描いたものです。

近世中期以降、将軍家や御三家が度々参詣に訪れるようになり、中でも11代将軍徳川家斉は在位16年の間に六度も参拝しています。このような状況の中、大師では御成門や堂宇が整備されるなど、風格ある古寺として知られるようになりました。

また、庶民の間でも信仰は盛んで、江戸時代には海外の見聞記や書画にも取り上げられるほどでした。

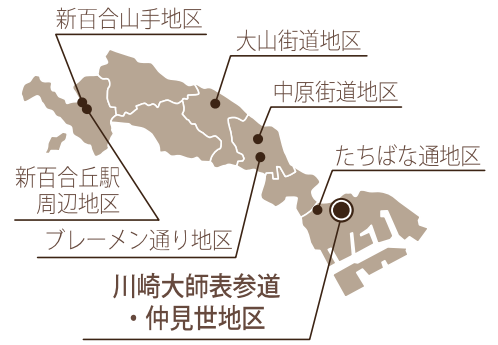
川崎市都市景観形成地区とは



「川崎市都市景観条例」に基づき、関係住民の主体的な取組によって都市景観の形成の推進が期待できる地区を指定して、より良い街なみを作っていく制度です。

都市景観形成地区に指定されると、関係住民の方々に作られた景観形成協議会が、市と協議しながら地区にふさわしい方針や基準を定め、より良い街なみづくりに努めていきます。

川崎市では、当地区を含め、7地区の都市景観形成地区が指定されています。(平成29年1月現在)



地区の範囲

川崎大師表参道・仲見世景観形成地区の範囲は、次の着色した道路（大師駅前8号線・大師本町11号線・大師町4号線の一部・大師町2号線の一部）及びこれに接する敷地です。

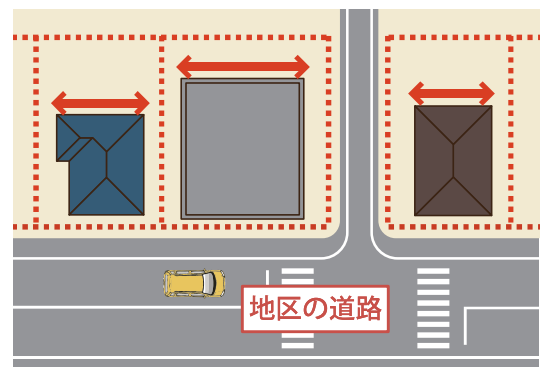


基準の適用範囲

景観形成基準の対象は、景観形成地区の道路から眺望できる範囲です。右図の場合、矢印（ \longleftrightarrow ）の範囲で行う行為には基準が適用されません。

このほか、届出が除外となる行為があります。

(15 ページ「届出の手引き」参照)



街なみづくりの方針（景観形成方針）

街なみづくりの方針（景観形成方針）は、街なみをどのように作っていくか、方向性を共有するために定めるものです。

川崎大師表参道・仲見世地区では、「表参道」「仲見世」二つの通りの個性を尊重した街なみづくりを進めていくため、地区を「表参道地区」と「仲見世地区」に分け、それぞれの方針を定めています。

地区全体の方針

にぎわいと交流の生まれる 大師の街なみづくり

お大師様につながる 歩いて楽しい風情のある街なみづくり

川崎大師へつながる参道が、様々なお店や日常の暮らし、来訪者へのもてなしが混ざり合ったにぎやかな通りとなるよう、どこを歩いても楽しい、人との交流の生まれる風情のある街なみづくりを目指します。

表参道地区の方針

ご近所の人を楽しめる

古くて新しい商店街の街なみづくり

昔ながらの建物とマンションなどの新しい建物、参拝客と周辺住民の買物客が混在する、大師ならではの魅力あふれる身近な商店街の街なみづくりを目指します。



▲表参道地区の街なみの将来イメージ

仲見世地区の方針

門前町の情緒が感じられる

もてなしの街なみづくり

現在の門前町の情緒のある街なみを受け継ぎつつ、通りのにぎわいを大切に、秩序と個性のあるもてなしの街なみづくりを目指します。



▲仲見世地区の街なみの将来イメージ

街なみづくりのルール（景観形成基準）

街なみづくりのルール（景観形成基準）は、「街なみづくりの方針」を目指していくための具体的なルールです。地区内で建築物又は工作物の新築や増築、外観に係る修繕や色彩の変更、広告物の設置等の行為を行うみなさんは、ルールを守る必要があります。これから、地区全体でより良い街なみづくりを進めていきましょう。

街なみづくりのルールで定めること

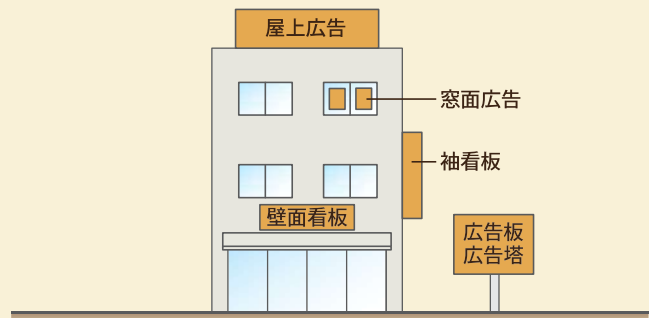
建築物のルール

- 建築物の形態・意匠等に関することを定めています。



広告物のルール

- 広告物の掲出に関することを定めています。



街なみづくりのルールの強さ



遵守

遵守基準

街なみに統一感をもたらすため、
必ず守っていただく基準



努力

努力基準

街なみにより魅力をもたらすため、
できるだけ守っていただきたい基準



推奨

推奨基準

街なみの個性や魅力を高めるため、
取り入れることをおすすめする基準

建築物のルール

01

建築物の
デザイン



努力



努力

通りに面する建築物の外観には、軒や柱の軸組みを強調する、窓に格子をしつらえる等、和の意匠を取り入れるよう努めます。

表参道地区のみ

ただし、2階以上で和の意匠を取り入れることが困難な場合は、控えめで落ち着いた意匠とするよう努めます。



▲通りに面する窓に木格子をしつらえる



▲柱の軸組みを強調して和の意匠を取り入れる

02

建築物の
色彩



遵守

(1) 建築物の外観に使用できる色彩は、右の図(赤枠)及び次の表に示す範囲とします。

ただし、外観の各面の面積のうち、20%未満の面積でアクセントとして使用する色彩はこの限りではありません。

色相	明度	彩度
0R~9.9R	8以上	1以下
	3以上8未満	2以下
0YR~4.9Y	5以上	2以下
	3以上5未満	4以下
5Y~9.9Y	8以上	1以下
	3以上8未満	2以下
その他の色相	3以上	1以下

(2) 大師の朱色をひきたたせ、落ち着いた街なみとなるよう、木材(茶色)、石・瓦(灰色)、土壁(黄土色)、漆喰(白色)等、自然素材・伝統素材を使用する場合又はこれらに近い落ち着いた色彩を使用する場合は、(1)の範囲外の色彩も使用できるものとします。

03

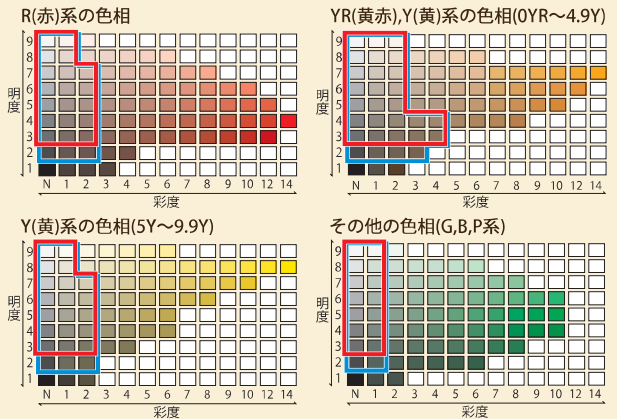
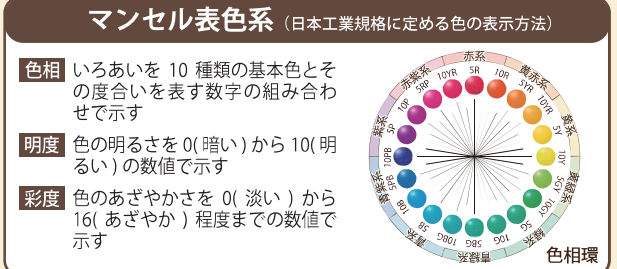
各層ごとの
色彩



推奨

建築物を低層部(1階及び2階)・中層部(3階)・高層部(4階以上の階)に区分し、各部の外観には次の色彩を使用することを推奨します。

- (1) 低層部の外観は、和を感じさせる落ち着いた色彩とします。
- (2) 高層部の外観は、低層部より明度の高い色彩とする等、建物の圧迫感を軽減させる工夫をします。
- (3) 中層部の外観は、高層部と低層部の連続性に配慮した色彩とします。



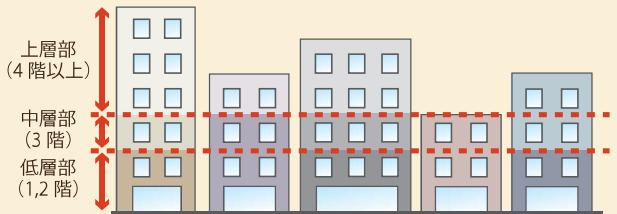
建築物の色彩の範囲(赤枠) 屋根・庇の色彩の範囲(青枠)



▲和の色彩を用いて落ち着いた街なみにする



▲一般の住宅でも灰色やベージュなど控えめな色彩を用いる



▲低層部・上層部で色彩を切り分けたデザインとする



▲上層部に行くほど明るい色彩とし、建物の圧迫感を軽減する

04

屋根・庇・
日除け



推奨



遵守



努力



推奨



努力

05

建築物の
形状



努力

(1) 通りに面する建築物の1階部分は、庇や日除けを設ける等、歩行者の目線で連続性のある街なみとすることを推奨します。

(2) 通りに面する建築物の屋根や庇の色彩の範囲は、02の図（青枠）及び次の表に示す範囲とします。

色相	明度	彩度
0R～9.9R	8以上	1以下
	2以上8未満	2以下
0YR～4.9Y	5以上	2以下
	2以上5未満	4以下
5Y～9.9Y	8以上	1以下
	2以上8未満	2以下
その他の色相	2以上	1以下

また、できるだけ和瓦等伝統的な素材を使用する等、和の意匠を取り入れるよう努めます。

(3) 自然素材・伝統素材を使用する場合又はこれらに近い落ち着いた色彩を使用する場合は、(2)の範囲外の色彩も使用できるものとします。

(4) 日除けの地の色彩は、通りの景観と調和するように、明度4以下かつ彩度8以下とすることを推奨します。

ただし、明度4または彩度8を超える場合は、無地のものとするよう努めます。

仲見世地区のみ

高さが10mを超える建築物の壁面の位置は、隣接地との連続性、大師への通景に配慮するため、建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路（大師町2号線）の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得たもの以下となるよう努めます。



▲1階部分に庇を設け、通りに連続性をもたせる



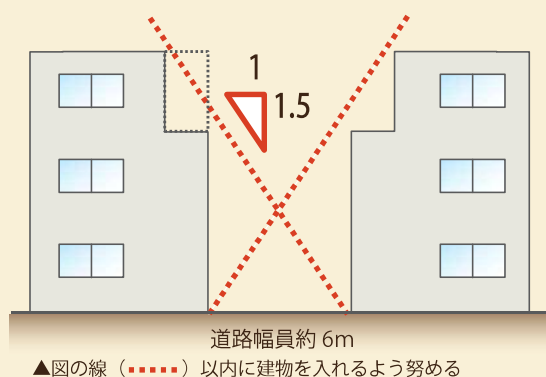
▲住宅等でも1階部分に庇を設けるなど、連続性に配慮する



▲日除けを設ける場合は、景観に調和した落ち着いた色彩にする（仲見世地区）



▲日除けに明るい色彩を使用する場合は、無地にする（仲見世地区）



06

店舗の
しつらえ



推奨

通りに面する店舗等の1階部分には、ショーウィンドウを取り入れる等開口部をできるだけ広くとり、賑わいある街なみとすることを推奨します。



▲1階部分は開口部を広くとり、店内を見やすくする（仲見世地区）



▲商品や販売の風景が通りのにぎわいに貢献するよう工夫する（仲見世地区）

07

シャッター



推奨

通りに面するシャッターを設ける場合は、和の意匠を取り入れて修景する等、賑わいの連続性が感じられるようなしつらえとすることを推奨します。



▲色やデザインを和風で落ち着いたものにする



▲シャッターアート等を取り入れ、通りににぎわいをつくる

08

敷地



推奨

通りに面する建築物の出入口の部分には、オープンスペースを設ける等、賑わいの連続性が感じられるようなしつらえとすることを推奨します。



▲店先に来客が立ち寄れるスペースをしつらえる（仲見世地区）



▲住宅等でも、オープンスペースでにぎわいの連続性をつくる

09

駐車場



推奨

表参道地区のみ

通りに面する駐車場*を設ける場合は、庇や屋根を用いて修景し、通りの連続性に配慮することを推奨します。

仲見世地区のみ

通りに面する駐車場*を設ける場合は、庇や屋根を用いて修景し、通りの連続性に配慮するよう努めます。

※駐車場は、駐車場単独で時間貸し等の経営をしているものも含みます。



▲瓦屋根の門を設け、通りと連続させる



▲店舗とデザインを揃えた駐車場にし、通りに調和させる

10

塀等



推奨

表参道地区のみ

塀等は、できるだけ設けないようにし、やむを得ず設ける場合はブロック塀等を避け、しっくい・石・木等の自然素材を使用する、又は生垣とすることを推奨します。



努力

仲見世地区のみ

塀等は、できるだけ設けないようにし、やむを得ず設ける場合はブロック塀等を避け、しっくい・石・木等の自然素材を使用する、又は生垣とすよう努めます。



▲板塀や植栽といった自然素材を積極的に用いる



▲石垣や和風の意匠を取り入れ、街並みの連続性に配慮する(表参道地区)

11

建築設備



推奨

室外機などの建築設備は、通りから見える場所への設置は避け、やむを得ず設ける場合は格子等で修景することを推奨します。



▲やむを得ず通りに面して設置する場合は、目立たないように工夫する



12

みどり



推奨

表参道地区のみ

建築物の出入口は、できるだけ緑を配置する等、うるおいが感じられるようなしつらえとすることを推奨します。



▲店舗の出入口に植栽をしつらえ、うるおいを作る



13

照明



推奨

通りに面する建築物の照明及び外部の照明は、周辺の外構及び街路灯との調和に配慮し、夜間の景観を演出することを推奨します。



▲暖かみのある色合いの照明を採用する



▲店舗の照明は、街路灯や街並みとの調和に配慮する(表参道地区)

広告物のルール

14

広告物の
安全配慮



遵守

広告物等を設置する場合は、安全性に配慮し、維持管理を適切に行うものとします。



▲古くなった広告物は、歩行者に危険をもたらす恐れがある



▲部品などが錆びたり汚れたりしているものは、破損の恐れがある



▲盤面がずれたりたんだりしているものは落下の恐れがある



▲照明が不点灯になっているものは、漏電の恐れがある

15

広告物の
表示内容



遵守

広告物に表示できる内容は、自家広告に限るものとします。

ただし、当地区の景観形成に支障の無いものは、この限りではありません。



▲自家用広告物以外（貸看板等）は原則として設置しない



▲景観に支障の無いバナーフラッグ等は設置可能（仲見世地区）

16

広告物の
配置



努力

広告物は、できるだけ集約化し、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置とするとともに、木製調の材質を用いる等、和の風情が感じられるデザインとするよう努めます。



▲広告物は集約化し、文字や配列を揃える



▲いくつかのテナントでも、ひとつの広告にまとめる

17

広告物の
形状



推奨

広告物の形状は、切り文字式とすることを推奨します。

※切り文字とは、文字の形に切り抜いた板状の文字のことです。



▲切り文字を積極的に取り入れる



▲英字の切り文字による例

18

広告物の照明



推奨



遵守



推奨

(1) 広告物に照明を設ける場合は、夜間の景観に配慮するため、暖かみの感じられる光を使用することを推奨します。

(2) 点滅する、又はネオン管灯を露出する装置類は、原則として設置しないものとします。

ただし、ネオン管灯を切り文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合で、景観形成に支障の無いものは、この限りではありません。

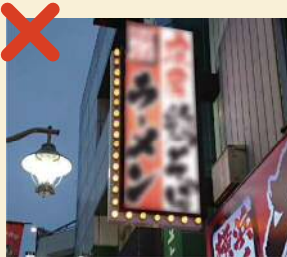
(3) 派手で景観を損ねる箱型内照式看板は、設置しないことを推奨します。



▲広告物の照明は暖かみのある光を取り入れる（表参道地区）



▲広告物や店舗の照明が夜間の街なみに寄与するよう工夫する



▲点滅や回転など、派手で目立つ照明は設置しない



▲内照式の広告は、通りの景観に調和するよう派手にしない

19

広告物の文字

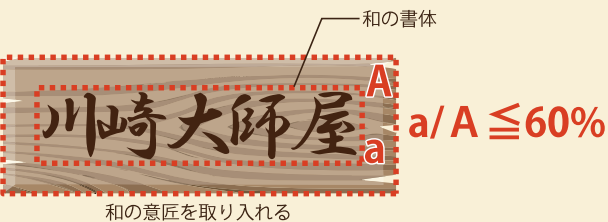
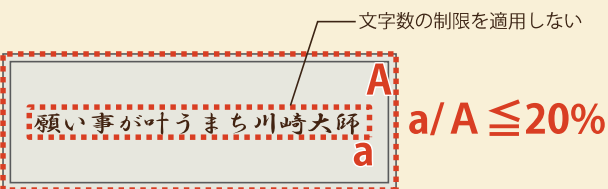
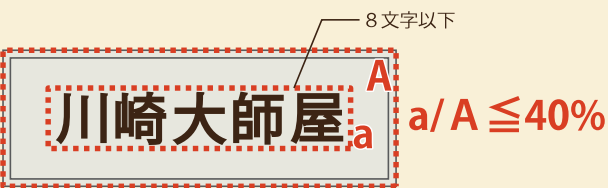


努力

(1) 広告物の文字の面積は、盤面の面積に対して 40%以下とし、文字面積の 3分の2以上の部分を 8文字以下の単一の文節で構成するよう努めます。

(2) 広告物の文字の面積を 20%以下とした場合は、文字数の制限は適用しないものとします。

(3) 書体に和の要素を取り入れたものは、文字面積を 60%まで拡大できるものとします。



和の書体の例

川崎大師屋 Kawasaki daishi ya	隷書 (フォント例: DF 隷書体)
川崎大師屋 Kawasaki daishi ya	草書 (フォント例: 衛山毛筆草書)
川崎大師屋 Kawasaki daishi ya	行書 (フォント例: HG 行書体)
川崎大師屋 Kawasaki daishi ya	勘亭流 (フォント例: DF 勘亭流) など



▲文字の面積は、盤面に対して 40%以下とする（仲見世地区）



▲和の書体を取り入れたものは、盤面に対して文字を大きくできる

20

広告物の色彩



遵守

広告物に使用する色彩は、以下の基準とします。

(1) 使用する色彩は原則として3色以内とし、各色相の最高彩度を超える色彩は使用しないものとします。ただし、金属や自然素材等を使用する場合は、この限りではありません。



努力

(2) 使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩を2色以内とするよう努めます。

この場合において、マンセル表色系による色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなします。

(3) アクセントとして小さい面積（広告面積の15%以下であるものに限ります。）で使用する色彩、写真等（乱雑でないものに限ります。）で景観形成方針と合致し、かつ、市長が認めた場合は、(1)、(2)の基準を適用しないものとします。



▲使用する色彩は派手な色を避け、3色以内とする（白色も1色と数える）



▲明るい色彩を使用する場合は、2色以内に抑える



▲小さい面積で使用する場合は、明るい色を使用することができる



▲広告物は落ち着いた色彩を使用する



▲明るい色を使用する場合は、2色以内に抑える（黒、白は彩度が同じため、1色とみなす）（仲見世地区）



▲明るい色を使用する場合は、面積を小さくする（表参道地区）



▲シャッターアートで和風のイラストは基準に含まない

21

広告物の種類



努力

広告物を掲示する場合は、壁面広告・袖看板とするよう努めます。



▲壁面広告（軒上看板）を設置（仲見世地区）



▲袖看板（建物の壁面から突出して設置するもの）を設置

22

壁面看板



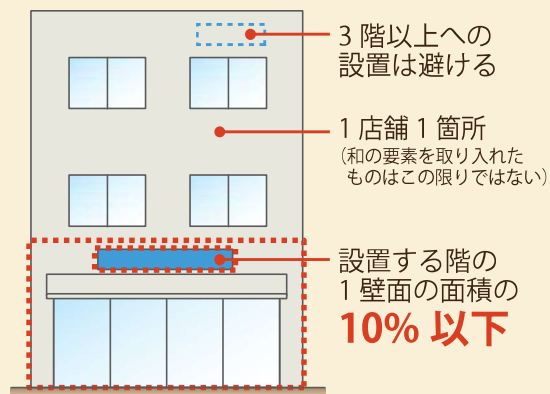
遵守

壁面看板を設置する場合は、以下の基準とします。

- (1) 原則として、1 壁面あたり 1 店舗 1 箇所までの設置とします。
ただし、和の要素を取り入れたものはこの限りではありません。
- (2) 表示面積は、設置する階の 1 壁面あたりの面積の 10% 以下とします。ただし、切り文字の場合は、表示面積に 1/2 を乗じたものを壁面広告物の面積として算定することができます。
- (3) 切文字の場合を除き、3 階以上への設置を避けるよう努めます。



努力



▲ 1 店舗では 1 箇所の設置のみに抑える



▲ 看板に屋根を設けるなど、和の要素を取り入れる (表参道地区)



▲ 和の書体を取り入れることで、複数設置することも可能 (仲見世地区)

23

袖看板



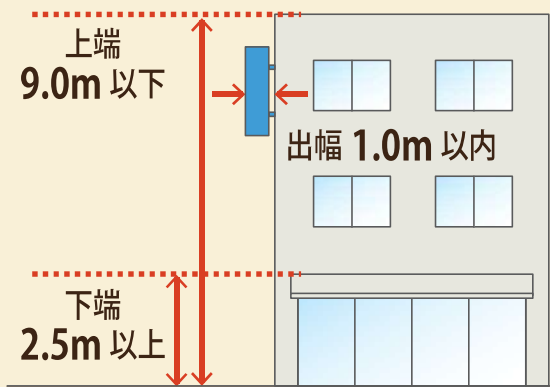
遵守

袖看板を設置する場合は、以下の基準とします。

- (1) 下端の高さは地上面から 2.5m 以上、上端の高さは地上面から 9.0m 以下、出幅は 1.0m 以内とします。
- (2) 袖看板は、1 店舗あたり 1 箇所までの設置を推奨します。



推奨



▲ 袖看板は 1 店舗 1 箇所の設置に抑える



▲ 設置位置を建物の 2.3 階部分に揃える

24

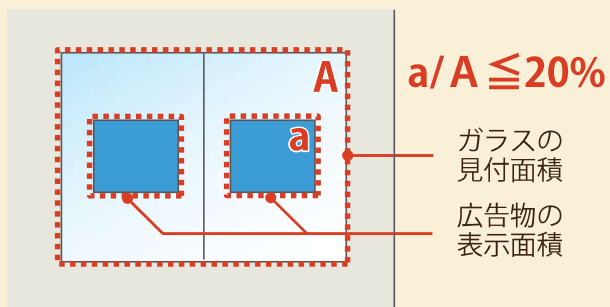
窓面 広告物



窓面に広告物を設置する場合は、窓面の外側に貼り付けることを避け、窓面の裏側又は、窓に近接した室内に表示することとします。

表示面積は、窓裏に直接貼り付ける場合は各階のガラス面の見付面積の20%以下、窓裏に直接貼り付けず、屋内側に設置又は表示した場合は、各階のガラス面の見付面積の50%以下とします。

ただし、切り文字の場合は、表示面積に1/2を乗じたものを窓面広告物の面積として算定することができます。



【窓の屋内側に設置】



▲窓に近接した室内やショーウィンドウに掲出する（窓面積の50%以下）

【窓の裏側に直接貼り付け】



▲窓の外側ではなく、内側に貼り付ける（窓面積の20%以下）（表参道地区）

【窓の裏側に直接貼り付け】



▲窓全面を覆う広告は掲出しない

【窓の外側に直接貼り付け】



▲窓面の外側に直接貼り付けて掲出することは避ける

25

原則禁止の 広告物



(1) 屋上広告物

屋上広告物は原則として設置しないものとします。

ただし、建築物と一体的なデザインとして見える屋上広告物は壁面広告物として扱うものとし、壁面広告物の基準を適用するものとします。

(2) 映像装置

映像装置は設置しないものとします。



▲できるだけ設置は控えるが、壁面と一体的なデザインとする



▲建物と調和していない形状、大きさの屋上広告は設置しない



▲表示内容が変化、点滅する映像装置は設置しない

届出の手引き

届出が必要となる行為

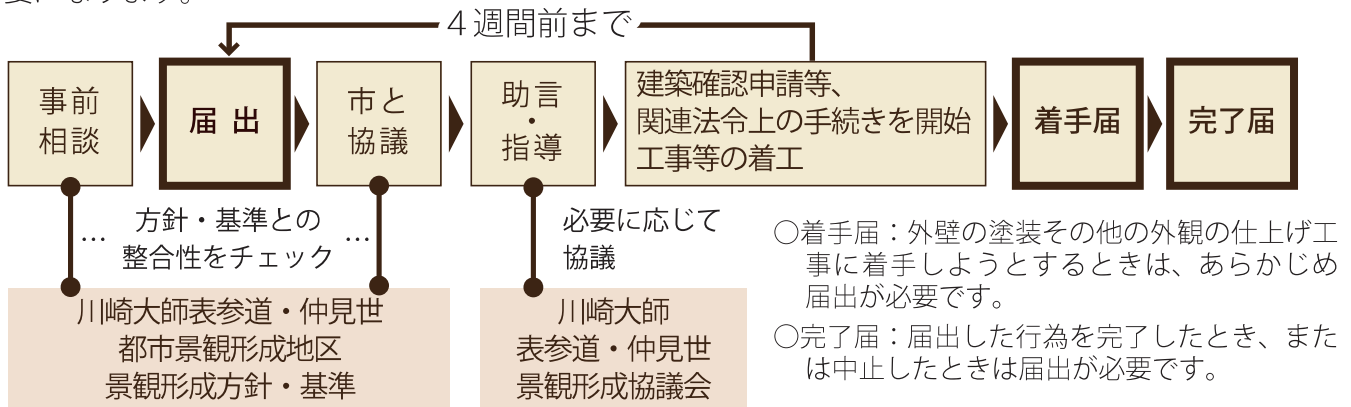
- 建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観に係る修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- 広告物の表示若しくは広告物を掲出する工作物の設置、又は広告物若しくは広告物を掲出する工作物の変更若しくは改造
- 舗装、植栽その他土地の整備
- その他都市景観の形成に影響を及ぼすと市長が認める行為

届出が除外となる行為

- 非常災害のため必要な応急処置として行う行為
- 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の建築等
- 建築物の建築等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以下のもの
- 建築物の外観を変更することとなる色彩の変更であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、その面積の合計が10㎡以下のもの
- 工作物の建設等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、築造面積の合計が10㎡以下、かつ、外部の面積が10㎡以下のもの
- 建築物の裏側や建築物の内部など、都市景観形成地区の道路から眺望できない部分について行われる行為
- 市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為

届出の手順

「届出が必要となる行為」を行おうとする事業主は、建築基準法、屋外広告物法等の法令上の手続きの4週間前（他の法令上の手続きを必要としないものは工事の4週間前）までに、市に届出が必要になります。



既存のものへの基準の適用について

- 届出を開始する日に既に存する建築物、工作物、広告物などで基準に適合しないもの（既存不適格物件）については、現存する状況のままで存置する限り、都市景観条例上の是正義務は発生しません。
- 既存不適格物件を含む敷地内において新たに別の行為を行う場合については、原則として新たに行う行為が基準通りであれば、その他の既存不適格物件の是正義務は生じないものとします。
- 既存不適格物件の部分的な変更は、基準が満たされている具体的な計画（改善計画）に基づいて行うものとします。

- 法令、条例等の規定を遵守した上で、景観形成基準のルールを守って計画してください。

平成 25 年 4 月 9 日
都市景観形成地区指定の告示


平成 25 年 9 月 11 日
都市景観形成協議会の認定

平成 29 年 1 月 16 日
都市景観形成地区の方針・基準の告示

平成 29 年 2 月 20 日
都市景観形成地区の方針・基準の施行



かな まち
願い事が叶う大師

 川崎市

まちづくり局 計画部 景観担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

TEL 044-200-3025

FAX 044-200-3969

平成 29 年 1 月 発行